

平成28年第2回臨時会

# 上里町議会会議録

平成28年 5月 2日開会  
平成28年 5月 2日閉会

上里町議会事務局

# 平成28年第2回上里町議会臨時会会議録第1号

平成28年5月2日(月曜日)

## 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 提出議案の報告について
- 日程第 4 (町長提出承認第3号) 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 5 (町長提出承認第4号) 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 6 (町長提出承認第5号) 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 7 常任委員の選任について
- 日程第 8 議会運営委員の選任について
- 日程第 9 上里町議会議長辞職許可について
- 日程第10 (選挙第11号) 上里町議会議長選挙について
- 日程第11 上里町議会副議長辞職許可について
- 日程第12 (選挙第12号) 上里町議会副議長選挙について
- 日程第13 (町長提出議案第29号) 監査委員の選任について

## 出席議員(14人)

1番 飯塚賢治君	2番 戸矢隆光君
3番 仲井静子君	4番 猪岡壽君
5番 齊藤崇君	6番 岩田智教君
7番 植井敏夫君	8番 高橋正行君
9番 納谷克俊君	10番 新井實君
11番 沓澤幸子君	12番 高橋仁君
13番 伊藤裕君	14番 植原育雄君

欠席議員 なし

## 説明のため出席した者

町長 関根孝道君	副町長 高野正道君
教育長 下山彰夫君	総務課長 岸智敏君
総合政策課長 岡村拓哉君	税務課長 須長正実君

健康保険課長 山下容二君

事務局職員出席者

事務局長 飯塚好一 係 長 神村輝行

開会・開議

午前9時50分開会・開議

議長（伊藤 裕君） ただ今の出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成28年第2回上里町議会臨時会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（伊藤 裕君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、2番戸矢隆光議員、3番仲井静子議員、4番猪岡 壽議員、以上の3名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

日程第2 会期の決定について

議長（伊藤 裕君） 日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第3 提出議案の報告について

議長（伊藤 裕君） 日程第3、提出議案の報告について。

町長より議案の送付がありましたので、事務局をして議案の報告をいたさせます。  
事務局。

〔事務局長朗読〕

議長（伊藤 裕君）

日程第4 町長提出議案第38号 専決処分の承認を求めることについて

議長（伊藤 裕君） 日程第4 町長提出承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて。

御提案申し上げました、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての内容説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律に伴う上里町税条例等の一部を改正する条例について、平成28年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、ご報告させていただきたく承認を求めるものでございます。

この度の改正は、アベノミクスの新・三本の矢の一矢である、安心につながる社会保障を実現するため、社会保障と税の一体改革を確実に推し進める一環として、平成28年3月31日付けで地方税法等の一部を改正する等の法律が公布施行されたことに伴う上里町税条例の一部を改正する内容でございます。

はじめに第1条における上里町税条例の一部を改正する内容についてでございますが、第56条は、条例に対応する固定資産税の非課税の範囲について規定した地方税法第348条が法律改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

第59条は、固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告について規定したのですが、地方税法第348条が法律改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

附則第10条の2は、通称わがまち特例と呼ばれる固定資産税等の課税標準の特例について規定した地方税法附則第15条に再生可能エネルギー発電設備が追加されたことに伴い、6号から10号までの5項を追加するものでございます。6号は、太陽光発電設備、7号は風力発電設備、8号は水力発電設備、9号は地熱発電設備、10号はバイオマス発電設備で、建設後3年間、町の条例で定めた特例の割合で固定資産税額が減額されます。

附則第10条の3は、条例の根拠としている地方税法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に第2条における上里町税条例の一部を改正する条例の一部改正の内容でございますが、昨年の9月定例議会において議決いただきました上里町税条例の一部を改正する条例を改正する内容でございます。

附則第5条は、町たばこ税に関する経過措置について規定したものでございますが、条例の根拠としている地方税法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に附則の内容でございますが、第1条は、新条例の施行期日について規定したものであり、平成28年4月1日から施行としております。

第2条は、固定資産税に関する経過措置について規定したものでございます。

以上で専決処分いたしました上里町税条例等の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで、提案理由の説明及び議案の説明を終わります。  
これより、質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。  
これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。  
これより、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件を起立により、採決いたします。

本件は、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。  
よって、本件は、承認することに決定いたしました。

日程第5 町長提出承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

議長（伊藤 裕君） 日程第5、町長提出承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて。

ご提案申し上げました、承認第4号 専決処分の承認を求めることについての内容説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律に伴う上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、平成28年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、ご報告させていただき承認を求めるものでございます。

この度の改正は、国民健康保険税の賦課限度額の見直し及び低所得者に係る保険税軽減の拡充を図るため、平成28年3月31日付けで地方税法等の一部を改正する法律の公布施行に伴う上里町国民健康保険税条例の一部を改正する内容でございます。

第2条は、国民健康保険税の課税額を規定したものでございますが、第2項で医療分課税額に係る課税限度額を52万円から54万円に引き上げる内容のものであり、第3項で後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を17万円から19万円に引き上げる内容のものでございます。

第20条は、国民健康保険税の減額を規定したものでありますが、第2条で課税限度額を引き上げたことによって、同条本文で医療分課税額について減額して得た額が52万円から54万円に、後期高齢者支援金等課税額について減額して得た額が17万円から19万円に引き上げられます。

また、第2号で国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗すべき金額を26万から26万円5千円に引き上げる内容のものでございます。

第3号で、同じく国民健康保険税の軽減措置について、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定においては、被保険者の数に乗すべき金額を47万円から48万円に引き上げる内容のもので、地方税法の改正に伴う内容でございます。

次に改正条例の附則について説明をさせていただきます。

第1条は、新条例の施行期日について規定したものであり、平成28年4月1日から施行としております。

第2条は、改正後における上里町国民健康保険税条例の適用区分について規定したものであり、この改正内容を平成28年度以後の国民健康保険税から、適用するものでございます。

以上で専決処分いたしました上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで、提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

議長（伊藤 裕君） 11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 今、医療費の部分でいきますと、52万円が54万円、そして後期高齢者部分が17万円から19万円に課税限度額が引上がるということでありまして、埼玉県内では今回のことにつきましては今後のことだと思いますけれども、今までの52万円、17万円の課税限度額を実施していた自治体というのでしょうか、またもっとそこよりも引き下げている自治体もあると思うんですけれども、その割合といいましょうか、わかりましたらお願いしたいと思います。

議長（伊藤 裕君） 税務課長。

〔税務課長 須長正実君 発言〕

税務課長（須長正実君） 沓澤議員の質問に対して、ご説明申し上げます。

平成27年度の改正時の限度引上げ状況の数字がございまして、報告させていただきたいと思っております。埼玉県内63市町ございまして、限度額を引き上げている市町数は14市町となっております。割合としましては、22.22%。郡市内におきましては、本庄市以外引き上げている状況

でございます。以上です。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

11 番、沓澤幸子議員。

〔 11 番 沓澤幸子君発言 〕

11 番（沓澤幸子君） 2年連続の引き上げの提案でありますけれども、埼玉県内におきましては、27年度上がった時点で引上げている自治体数が非常に少ないというふうに思います。上里町におきましては、2年連続最高限度額を引上げていくという考えになっているわけなんですけれども、先ほど全協でお聞きしましたところ、医療分につきましてはモデルケース夫婦2人で子供2人いた場合、714万円でもう最高限度額になっていたと。それが今回の引き上げになりますと、33万円増えまして747万円が最高限度額になっていくと。で、そうした場合には3世帯が最高にはなりませんよと、だからその間にはいるんだろうなと推測するわけでありますけれども、この最高額が非常に手の届かないような、何億とかそういう高所得者ではないわけですよ。子供2人を育てている夫婦で、資産をゼロと算定して714万円。このほかにも、住民税だとか消費税だとか年金も掛けなくてははいけないし、さまざまな出費、また、生きていくための光熱水費なんかも含まれてこの所得で該当していくということでもありますので、非常に厳しいんじゃないかなと思うわけなんです。

なぜ、63市町村中14市町村に止まっているか、そういうことについて上里町では議論したのであれば、内容をお聞きしたいなというふうに思います。

議長（伊藤 裕君） 税務課長。

〔 税務課長 須長正実君 発言 〕

税務課長（須長正実君） 沓澤議員の質問に対して、ご説明申し上げます。

上里町における議論ということでございますけれども、こちらにつきましては、国保運営協議会のほうにご報告いたしましてご承認いただいている内容でございます。それとですね、県内において引上げている市町村が少ないというご指摘でございますけれども、こちらにつきましては、上里町の財政事情、国保会計におけます財政事情等を勘案いたしまして、今後、平成30年度からの広域化が検討されておりますので、そちらにおきましては現在平均より下位に、高いとは言われておりますけれども下位に位置しているということがございます。そういった関係で、これは予測の範囲を超えないわけでございますけれども、平成30年度における県から示される保険料率がいくらになるかちょっとわからない段階でございますので、例えば一律に保険料率を見直すということよりも、多少、高所得の方にご負担していただくのがいいのではないかという判断に基づくものでございます。以上です。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

〔 「なし」の声あり 〕



議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

11 番、沓澤幸子議員。

〔 11 番 沓澤幸子君発言 〕

11 番（沓澤幸子君） 承認第 7 号専決処分の承認を求めることについて、反対でありますので討論したいと思います。

先ほども質疑をいたしました、また、全員協議会でも質問を・・・

議長（伊藤 裕君） 沓澤さん、承認 4 号だよな。

〔 11 番 沓澤幸子君発言 〕

11 番（沓澤幸子君） 失礼しました。ごめんなさい。

承認第 4 号専決処分の承認を求めることについて、反対でありますので討論を行いたいと思います。

先ほども質問いたしました、また、全員協議会でも答弁をいただいた内容について、軽減の部分については問題はないなというふうに思っております。むしろ、軽減の幅を広げるということで、それは賛成でありますけれども、この賦課限度額を引上げることにつきましては、確かに上里町の国民健康保険特別会計の事情は厳しい会計事情にはなっておりますけれども、これは上里町だけではなく全国的にも国保会計というのは大変厳しい財政事情になっているというふうに思います。

そうした中で、埼玉県内におきましては、平成 27 年度の改定の時に限度額いっばいに上げた自治体数が非常に少ない現状にあります。今年度、27 年 28 年と 2 年連続で上里町がこの限度額を上げていくことに対しまして、特に、県内の状況の中で、上里町の町民の一人当たりの所得の平均は非常に低い現状にあります。

そうした中において、最高限度額といいましても先ほどの質疑の中でも明らかになっているように、夫婦 2 人子供 2 人世帯で 747 万円でその最高限度額に該当していくということは、生活設計上みましても、非常に厳しい内容ではないかなと思っております。

平成 30 年の広域化に向けて、ということもありますけれども、広域化そのものの内容もこれから検討する段階にあるわけでありまして、県内で最高限度額の引上げが押さえられている中で、上里町がこれだけ所得の少ない町民の暮らしの中で、限度額を上げていくことはいかなるものかというふうに思いますので反対をしたいと思います。

以上です。

議長（伊藤 裕君） ほかに討論はありませんか。

〔 「なし」の声あり 〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件を起立により、採決いたします。

本件は、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立多数であります。

よって、本件は、承認することに決定しました。

日程第6 町長提出承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

議長（伊藤 裕君） 日程第6、町長提出承認第5号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて。

ご提案申し上げました、承認第5号 専決処分の承認を求めることについての内容説明を申し上げます。

行政不服審査法の改正と地方税法の改正により、上里町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、平成28年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、ご報告させていただき承認を求めるものでございます。

この度の改正は、行政不服審査法が抜本的な改正がなされ、それに伴い、地方税法が改正となりました。

地方税法第423条第1項や上里町税条例第77条に定められている、固定資産評価審査委員会について、行政不服審査法の改正に基づいた地方税法の改正により、上里町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する内容でございます。

改正内容についてですが、第4条は、審査の申出について規定したのですが、第2項第1号では、行政不服審査法第19条第2項第1号の規定にあわせ、住所の他に居所を記載させることとするものでございます。また、第2号を追加し、申出をする処分の内容を新たに記載させるものでございます。第3項は、根拠法令の改正にともない引用条文を訂正するものでございます。第8項は、第3項における審査申出人が法人等であった場合、代表者がその資格を喪失した場合に、書面により直ちに委員会に届け出ることという内容を新たに追加するものでございます。

第6条は、書面審理について規定したのですが、第4項では、理由の如何を問わず、審査申出人に弁明書を送付するようにするため、ただし書き以降を削除するものでございます。また、

第6項は、審査申出人から反論書が提出された場合には、町長に送付をするという内容を追加するものでございます。

第10条は、手数料の額等について規定したのですが、行政不服審査法第38条で規定されている調書や報告書の交付を求める場合の手数料について規定しております。町の手数料条例や行政資料等の複写費用徴収規則などにも規定はありますが、行政不服審査法施行令の内容に合わせて、規定するものでございます。

第11条は、手数料の減免について規定したのですが、町の手数料条例にも規定はありますが、行政不服審査法施行令の内容に合わせて、規定するものでございます。

第12条は、第1項の文言を修正し、第10条と第11条を追加したことに伴う条ずれを解消するものでございます。

第13条は、決定書の作成について規定したのですが、決定書に記載すべき内容を追加するものでございます。

第14条以下は、条ずれの解消を行うものでございます。

次に附則の内容であります。第1項は、新条例の施行期日について規定したものであり、平成28年4月1日から施行としたものでございます。

第2項は、適用区分について規定したものでございます。

以上で、専決処分いたしました上里町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についての提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで、提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

議長（伊藤 裕君） 14番、植原育雄議員。

〔14番 植原育雄君発言〕

議長（14番、植原育雄君） 14番、植原でございます。

第4条関係、行政不服審査法に合わせた居所を加える追加等ということでございますけれども、固定資産評価審査会条例を改正するに当たって、通常は住所で間に合うと思うのですが、これに居所を加えるというのはどんなふうな意味があるのかご質問したいと思います。

議長（伊藤 裕君） 総務課長。

〔総務課長 岸 智敏君発言〕

総務課長（岸 智敏君） 植原議員のご質問に説明させていただきます。

先ほど、行政不服審査法第19条第2項第1号に規定があるということでございまして、住所の他に居所をとということで、明確にこの辺のやりとりがですね、本人、審査申出人に伝わるような

形での居所をという形の記載だということでございます。

以上です。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、承認第5号 専決処分の承認を求めることについての件を起立により、採決いたします。

本件は、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本件は、承認することに決定いたしました。

議長（伊藤 裕君） 暫時休憩いたします。

午前10時20分休憩

午前10時35分再開

副議長（齊藤 崇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の追加

副議長（齊藤 崇君） 議長、伊藤 裕議員より、上里町議会議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（齊藤 崇君） ご異議なしと認めます。

よって、この際、議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

日程第9 上里町議会議長辞職許可について

副議長（齊藤 崇君） 日程第9、上里町議会議長辞職許可についての件を議題といたします。地方自治法第117条の規定によって、伊藤 裕議員の退席を求めます。

〔伊藤 裕議員退席〕

副議長（齊藤 崇君） まず、事務局をして辞職願を朗読いたさせます。

事務局。

〔事務局長朗読〕

副議長（齊藤 崇君） お諮りいたします。

伊藤 裕議員の議長の辞職を許可することに、賛成の議員の起立を求めます。

副議長（齊藤 崇君） 起立全員であります。

よって、伊藤 裕議員の議長の辞職は、許可されました。

副議長（齊藤 崇君） この際、伊藤 裕議員の退席を解きます。

議席へお戻り下さい。

〔伊藤 裕議員復席〕

副議長（齊藤 崇君） 暫時休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時39分再開

副議長（齊藤 崇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の追加

副議長（齊藤 崇君） お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（齊藤 崇君） ご異議なしと認めます。よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

日程第10 上里町議会議長選挙について

副議長（齊藤 崇君） 日程第10、選挙第11号 上里町議会議長選挙を行います。

選挙は、投票で行います。議場を閉鎖いたします。

〔議場の出入口閉鎖〕

副議長（齊藤 崇君） ただ今の出席議員は、14名であります。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に11番沓澤幸子議員、12番高橋 仁議員、13番伊藤 裕議員を指名いたします。

副議長（齊藤 崇君） 投票用紙を配布いたします。

〔投票用紙配布〕

副議長（齊藤 崇君） 投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（齊藤 崇君） 配布漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。  
異状はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（齊藤 崇君） 異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

これより、投票に移ります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、職員の点呼に応じ、順次投票を願います。

〔職員の点呼により投票〕

副議長（齊藤 崇君） 投票漏れは、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（齊藤 崇君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

これより、開票いたします。先ほど立会人に指名いたしました、沓澤幸子議員、高橋 仁議員、伊藤 裕議員の立ち会いをお願いいたします。

〔開票・点検作業〕

副議長（齊藤 崇君） 会議規則第 33 条第 1 項の規定により、選挙の結果を報告いたします。投票総数 14 票、これは、先ほどの出席議員数に符号いたします。

その内、有効投票数 14 票、無効 0 票、

有効投票中、納谷克俊議員 11 票、

高橋 仁議員 2 票、

沓澤幸子議員 1 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、4 票であります。

よって、納谷克俊議員が当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場の出入口閉鎖解除〕

副議長（齊藤 崇君） ただ今、議長に当選されました、納谷克俊議員が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により、告知いたします。

議長に当選されました、納谷克俊議員から承諾及び挨拶をお願いいたします。

〔9 番 納谷克俊君登壇〕

9 番（納谷克俊君） ただ今、多くの議員の皆様方にご支持をいただきまして、議長に当選いたしました納谷克俊であります。大変な重責に身の引き締まる思いでございます。これからは、町民の負託に応えるよう、また、町政進展のため公正かつ円滑に議会運営に努めていきたいと思っております。議員各位のご協力をお願いいたしまして、議長就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

副議長（齊藤 崇君） 暫時休憩いたします。

午前 10 時 57 分休憩

午前 11 時 10 分再開

議長（納谷克俊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の追加

議長（納谷克俊君） 副議長、齊藤 崇議員より、上里町議会副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、副議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（納谷克俊君） ご異議なしと認めます。よって、この際、副議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

日程第 11 上里町議会副議長辞職許可について

議長（納谷克俊君） 日程第 11、上里町議会副議長辞職許可についての件を議題といたします。地方自治法第 117 条の規定によって、齊藤 崇議員の退席を求めます。

〔齊藤 崇議員退席〕

議長（納谷克俊君） まず、事務局をして辞職願を朗読いたさせます。  
事務局。

〔事務局長朗読〕

議長（納谷克俊君） お諮りいたします。

齊藤 崇議員の副議長の辞職を許可することに、賛成の議員の起立を求めます。

議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、齊藤 崇議員の副議長の辞職は、許可されました。

議長（納谷克俊君） この際、齊藤 崇議員の退席を解きます。  
議席へお戻り下さい。

〔齊藤 崇議員復席〕

議長（納谷克俊君） 暫時休憩いたします。

午前 11 時 12 分休憩

午前 11 時 14 分再開

議長（納谷克俊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の追加

議長（納谷克俊君） お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（納谷克俊君） ご異議なしと認めます。

よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

日程第 12 上里町議会副議長選挙について

議長（納谷克俊君） 日程第 12、選挙第 12 号 上里町議会副議長選挙を行います。

選挙は、投票で行います。議場を閉鎖いたします。

〔議場の出入口閉鎖〕

議長（納谷克俊君） ただ今の出席議員は、14 名であります。会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 14 番植原育雄議員、1 番飯塚賢治議員、2 番戸矢隆光議員を指名いたします。

議長（納谷克俊君） 投票用紙を配布いたします。

〔投票用紙配布〕

議長（納谷克俊君） 投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（納谷克俊君） 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検させます。

異状は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（納谷克俊君） 異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。これより、投票に移ります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、職員の点呼に応じ、順次投票をお願いします。

〔職員の点呼により投票〕

議長（納谷克俊君） 投票漏れは、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（納谷克俊君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

これより、開票いたします。先ほど立会人に指名いたしました、植原育雄議員、飯塚賢治議員、戸矢隆光議員の立ち会いをお願いいたします。

〔開票・点検作業〕



議長（納谷克俊君） 会議規則第 33 条第 1 項の規定により、選挙の結果を報告いたします。  
投票総数 14 票、これは、先ほどの出席議員数に符号いたします。

その内、有効投票数 14 票、無効 0 票、

有効投票中、猪岡 壽議員 11 票、

仲井静子議員 1 票、

戸矢隆光議員 1 票、

沓澤幸子議員 1 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、4 票であります。よって、猪岡 壽議員が当選されました。  
議場の閉鎖を解きます。

〔議場の出入口閉鎖解除〕

議長（納谷克俊君） ただ今、副議長に当選されました、猪岡 壽議員が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により、告知いたします。副議長に当選されました、猪岡 壽議員から承諾及び挨拶をお願いいたします。

〔4 番 猪岡 壽君登壇〕

副議長（猪岡 壽君） ただ今の副議長選挙におきまして選任されました、猪岡でございます。私も、まだ 2 年という議員経験でございまして、なかなかわからない点等まだありますけれども、皆様と共に町のため、それから住民のために一生懸命努力させていただきますので、ご支援ご協力、またご指導のほどよろしくお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。

議長（納谷克俊君） 暫時休憩いたします。

午前 11 時 24 分休憩

午後 1 時 50 分再開

議長（納谷克俊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 7 常任委員会委員の選任について

議長（納谷克俊君） 日程第 7、常任委員会委員の選任を行います。お諮りいたします。常任委員会委員の選任については、議会委員会条例第 7 条第 1 項の規定によって指名したいと思います。事務局をして、各議員の所属常任委員会を報告いたさせます。事務局。

〔事務局長報告〕

事務局長（飯塚好一君） 報告いたします。総務経済常任委員会、1 番飯塚賢治議員、2 番戸矢隆光議員、7 番植井敏夫議員、9 番納谷克俊議員、10 番新井 實議員、11 番沓澤幸子議員、14 番植原育雄議員。以上です。続けて報告いたします。文教厚生常任委員会、3 番仲井静子議員、4 番猪岡 壽議員、5 番齊藤 崇議員、6 番岩田智教議員、8 番高橋正行議員、12 番高橋 仁議

員、13番伊藤 裕議員。以上です。

議長（納谷克俊君） お諮りいたします。

ただ今、事務局の報告のとおり指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（納谷克俊君） ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名したとおり、選任することに決定いたしました。次に各常任委員会の委員長及び副委員長の互選について、委員会条例第8条第2項の規定により各常任委員会を開催し、互選を願います。

会議の場所については、総務経済常任委員会は、委員会室3、文教厚生常任委員会は、委員会室2において、お願いいたします。

議長（納谷克俊君） 暫時休憩いたします。

午後1時52分休憩

午後2時30分再開

議長（納谷克俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 報告事項

議長（納谷克俊君） 各常任委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。総務経済常任委員長に戸矢隆光議員、同副委員長に新井 實議員、文教厚生常任委員長に齊藤 崇議員、同副委員長に仲井静子議員、以上のとおりであります。

#### 日程第8 議会運営委員会委員の選任について

議長（納谷克俊君） 日程第8、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、議会委員会条例第7条第1項の規定によって、飯塚賢治議員、沓澤幸子議員、植原育雄議員、岩田智教議員、高橋 仁議員、伊藤 裕議員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（納谷克俊君） ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました、飯塚賢治議員、沓澤幸子議員、植原育雄議員、岩田智教議員、高橋 仁議員、伊藤 裕議員を選任することに決定いたしました。

次に、議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選について、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会を開催し互選を願います。

会議場所については、委員会室3においてお願いいたします。

議長（納谷克俊君） 暫時休憩いたします。

午後 2 時 3 2 分休憩

午後 2 時 5 0 分再開

議長（納谷克俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

報告事項

議長（納谷克俊君） 議会運営委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。議会運営委員会委員長に植原育雄議員、同副委員長に岩田智教議員。

以上のとおりであります。

日程の追加

議長（納谷克俊君） お諮りいたします。

ただ今、町長から議案第 29 号 監査委員の選任についての件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（納谷克俊君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 29 号 監査委員の選任についての件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

日程第 13 監査委員の選任について

議長（納谷克俊君） 日程第 13 監査委員の選任についての件を議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、8 番、高橋正行議員の退席を求めます。

〔高橋正行議員退席〕

議長（納谷克俊君） 提出者から、提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） ご提案を申し上げました、議案第 29 号 監査委員の選任について、ご説明申し上げます。

議会選出の監査委員でございます納谷克俊氏が、5 月 2 日をもちまして、監査委員の職を退職いたしました。

つきましては、議会選出の監査委員が欠員となりましたので、後任の議会選出委員の適任者の推薦について、議会議長宛てにお願いをいたしたところでございます。議会の推薦によりまして、監査委員の選任について、追加提案を申し上げるものでございます。

ご提案は、議会選出の監査委員に、大字七本木 3292 番地 2、高橋正行氏、昭和 21 年 7 月 31 日生まれを、地方自治法第 196 条第 1 項の規定によって、議会の同意をいただきたく、ここに、ご提案を申し上げた次第でございます。

慎重ご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議長（納谷克俊君） これで、提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第 29 号 監査委員の選任についての件を、起立により採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本件は、同意することに決定いたしました。

8 番高橋正行議員の退席を解きます。

議席へお戻り下さい。

〔高橋正行議員復席〕

閉 会

議長（納谷克俊君） 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成 28 年第 2 回上里町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2 時 5 5 分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議会議長 伊 藤 裕

副議長 齊 藤 崇

議会議長 納 谷 克 俊

副議長 猪 岡 壽

議会議員 戸 矢 隆 光

議会議員 仲 井 静 子